

第2次計画の実施状況及び今後の方向性の取りまとめ

権利擁護や相互理解・交流に関して

- 基本目標 1 誰もが参加し活動するまちづくりをめざして
1. 権利擁護や理解・交流の促進
 2. 地域福祉活動・ボランティア活動の促進
 3. 社会参加の促進

日々の暮らしの基盤づくりに関して

- 基本目標 2 健やかで安心して暮らせる保健・医療・福祉をめざして
1. 予防・早期発見の推進
 2. 医療・リハビリテーションの充実

- 基本目標 3 必要なときにいつでも受けられる福祉サービスをめざして
1. 相談体制・情報提供体制の整備
 2. 生活支援サービスの充実
 3. サービス利用の支援

社会参加へ向けた自立支援に関して

- 基本目標 4 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして
1. 障がい児保育・就学前教育の充実
 2. 学校教育の充実

- 基本目標 5 多様な就労機会の確保をめざして
1. 雇用対策・就労支援の推進
 2. 福祉的就労の推進

暮らしやすい環境整備に関して

- 基本目標 6 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして
1. 福祉のまちづくりの推進
 2. 住環境の整備
 3. 防災・防犯体制の整備

1. 権利擁護や理解・交流の促進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	成年後見制度	成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本市では、地域生活支援事業のうち、「相談支援事業の機能強化」の一環として「成年後見制度利用支援事業」を実施し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援しています。	福祉課	障がい福祉課 高齢介護課	実施要綱を制定。 市長後見の成年後見について、高齢者について対応を行っているが、障がい者については対象となる障がい者が現在いない状況	B
2	日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)	埼玉県社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない方々に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、成年後見制度と同様にその方の権利を擁護する事業です。市社会福祉協議会にて相談を受け付けています。援助の内容は、「福祉サービスの利用援助」、「日常生活上の手続き援助」、「日常的金銭管理」、「書類等預かりサービス」等です。	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会に確認中	
3	啓発・広報活動の充実	市広報紙やホームページを活用した啓発・広報活動を充実させ、障がいや障がいのある人たちへの市民の理解を広めていきます。特に、障がいのある人たちの活動やボランティア団体の活動状況については、広く市民に知られていない状況もうかがえることから、障害者週間に合わせた特集を組んだり、継続的な特集記事を掲載するなど、効果的な広報の仕方についても検討していきます。また、身体障害者補助犬法についても、まだ十分に周知されているとは言えないことから、今後も引き続き制度の周知を図っていきます。	福祉課	企画課 障がい福祉課	広報紙やホームページによる周知は十分とは言えない。 障がいや障がいのある人たちへの市民の理解を広めていくための広報活動は充分実施されているとはいえない状況です。 また、障がいのある人たちの活動やボランティア団体の活動状況についても、社会福祉協議会の広報紙以外では周知が実施されていません。	C C
4	発達障がい者支援のための「サポート手帳」の配布	自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい及び学習障がいなどの発達障がい者について、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援や、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」を配布し、普及します。	福祉課 こども課	障がい福祉課	事業未実施	C
5	きたもと福祉まつりの充実	総合福祉センターで開催している「きたもと福祉まつり」の内容を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず多くの市民が参加し、ふれあう機会となるよう、参加への呼びかけを積極的に進めていきます。	社会福祉協議会 福祉課	社会福祉協議会	毎年9月第2日曜日を「福祉の日」と定め、平成27年度は、9月11日に実施。 福祉バザー、農産物販売、子どもコーナー、手作り品等の販売、福祉作品展、包丁研ぎ、地域包括支援センター紹介コーナー、福祉機器展示、アトラクション、北本太鼓かばざくら、手話で歌おう、介助犬、ボランティアグループ紹介、やきそば、スタンプラリー等	A
6	市職員への啓発の推進	市職員の障がいや障がいのある人への理解を深めるため、障がいの疑似体験や手話講習会、福祉施設での研修機会の充実を図ります。	総務課	総務課	北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、周知している。福祉施設等の研修は検討を行ったものの、実施には至らなかった。	C

7	福祉の心を育む教育の充実	学校、社会教育機関、社会福祉協議会などが相互に連携し、福祉施設、地域活動などの体験学習を通して、ボランティア教育等の推進を図るとともに、福祉の心を育む教育の充実に努めます。具体的には、市内小中学校の総合学習等での福祉体験のときに、ボランティア経験者等に講師を依頼するなど、地域とのつながりや障がいの理解と福祉の心を育む取り組み等を実施していきます。	生涯学習課 学校教育課 社会福祉協議会 福祉課	生涯学習課	人権啓発資料『ふれあい』、北本市人権教育推進委員会広報『けやき』を発行。市内で開催した人権講座や福祉の心の育成に係る親しみやすい話の掲載を通して、障害者を含む全ての差別の解消を促進するとともに、人権教育・啓発事業の充実に努めることができた。	B
				社会福祉協議会	(彩の国ボランティア体験プログラム) 平成27年度夏休期間、児童及び学生を対象に福祉体験講座を17講座実施。手話講座や福祉施設での高齢者とのふれあい体験などを開催し104名の参加。 (ボランティア体験出前講座) 小中学校に出向き、ボランティア体験講座を開催。車いす体験や高齢者疑似体験などを、障がいのある方や地域のボランティアに協力してもらい、小学校8校、中学校1校で講座を実施。 (福祉の心を育む事業) 小中学校と地域の福祉施設をつなぎ、学校と施設の寄付寄贈や交流を通じて、子どもたちの福祉のこころを育むとともに、福祉施設の社会貢献活動の推進を目的に、平成27年度は、2施設と2校で交流を実施。	B
				学校教育課	市内小中学校の総合学習等での福祉体験のときに、地域の福祉施設などの関係団体との連携により、手話・車椅子・点字・アイマスク・盲導犬体験等、福祉に関する体験活動を実施。また高齢者施設を訪問するなど、地域とのつながりや障がいの理解と福祉の心を育む取り組み等を実施。	B

2. 地域福祉活動・ボランティア活動の促進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	地域福祉計画の策定	市民生活のすべての領域を支える地域福祉の推進には、安全・安心な地域の暮らしを支えるための行政の総合的な取り組みが必要です。今後、住民の参画を得て、地域福祉計画の策定を推進します。平成23年度と24年度の二年間で、住民の参画を得ながら、地域福祉計画を策定します。	福祉課	福祉課	平成23・24年度の2か年度で策定済。	B
2	ボランティアの普及・育成	手話奉仕員養成講習会や精神保健福祉ボランティア養成講座等、各種ボランティア養成講座について、内容の充実を図るとともに、参加促進のためのPRや開催方法を検討します。また、養成講座修了者が実際のボランティア活動へ参加しやすくなるよう、フォローアップ体制を充実させていきます。	社会福祉協議会	社会福祉協議会	各種講習会を開催し、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや継続的な支援体制を整備。ボランティア養成講座についても、ニーズに合わせた内容を検討し、充実を図った。	B

3. 社会参加の促進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	スポーツの振興	県スポーツ大会や全国大会への参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、今後は、障がい者スポーツ指導員の育成・確保についても検討を進めます。	福祉課	障がい福祉課	埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」にあすなろ学園の利用者等が参加している。	B
				スポーツ健康課	未対応	C
2	文化・レクリエーション活動の促進	障がいのある人の自主的な文化・レクリエーション活動への支援に努めるとともに、市民向けの各種行事への参加を促進します。	福祉課 各公民館	生涯学習課	公民館等は障がいのある人が利用できるようバリアフリー構造となっており、障害のある方を含めて、だれでも利用できるようになっている。	B
				障がい福祉課	あすなろ学園等の支援施設で創作活動の支援を行っている。	C
3	中央図書館における対面朗読・録音図書への貸し出し	中央図書館において、対面朗読を行うほか、録音図書や大活字本を充実させ、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図ります。なお、今後も引き続き、録音図書のデイジー化を進めます。	中央図書館	生涯学習課	対面朗読の実施、録音図書の作成、大活字本の購入。	A
4	共用品・共用サービスの普及・啓発	総合福祉センターの福祉用具展示コーナーや庁舎へのユニバーサルデザイン自動販売機の設置など、身体的な特性や障がいにかかわらず、より多くの人々が利用しやすい製品・施設・サービス(共用品・共用サービス)の普及・啓発に努めます。	福祉課	障がい福祉課	総合福祉センターで福祉用具の展示を実施中	B

第2章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

1. 予防・早期発見の推進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実	妊娠・出産における疾病の予防や早期発見を行うための妊婦健康診査を実施し、安心して出産できるよう相談事業の充実を図ります。また、乳幼児健康診査等により、乳幼児の発育・発達や健康上の問題を早期に把握し健全育成に努めます。	健康づくり課	健康づくり課	・妊婦健康診査費用助成(14回分) ・ハイリスク妊婦への妊娠中からの相談、家庭訪問実施 ・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査実施 ・9か月児育児相談、乳幼児(0～3歳未満)育児相談の実施	B
2	1歳6か月児事後相談の充実	個別相談にて、1歳6か月児健診後等の経過観察児を対象として、発達を促すかわり方についての助言や相談を行います。	健康づくり課 こども課	健康づくり課	・1歳6か月児健康診査事後相談の実施	B
3	訪問指導の充実	相談者の健康状態や生活環境に則した支援ができるよう、訪問指導を充実します。現在は、乳児家庭訪問や、未熟児支援、成人訪問指導等を実施し、ハイリスクの家庭に対する個別支援も行います。	健康づくり課	健康づくり課	・乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・未熟児等ハイリスク児家庭訪問の実施 ・成人訪問指導の実施	B
4	健康づくり意識の啓発	糖尿病予防教室、健康づくり講演会、精神保健講演会等の各種事業を実施し、健康づくり意識の啓発に努めます。	健康づくり課	健康づくり課	・糖尿病予防教室の実施 ・糖尿病予防教室事後フォロー事業の実施 ・市民健康講座の実施 ・出前講座の実施	A
5	健康診査、健康相談、健康教室の充実	各医療保険者に義務付けられた特定健康診査、保健指導を国民健康保険被保険者に対し行うとともに、健康増進法に基づき、がん・脳卒中・心臓病及び糖尿病等の合併症による障害を未然に防ぐために、生活習慣病の早期発見・早期予防を目的とした健康診査および健康教室を行います。また、心の健康についてもうつ病や認知症等の講演会を行い知識の普及を行います。	健康づくり課 保険年金課	健康づくり課	・がん検診(胃、肺、大腸、乳、子宮)の実施 ・肝炎ウイルス検査の実施 ・結核検診の実施	B
				保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険被保険者に対し特定健康診査、保健指導を実施。	B
6	相談体制の充実	各年代層に応じた健康相談を充実し、医療機関との連携の下、支援体制の構築に努めます。また、健康情報の提供も行います。	健康づくり課	健康づくり課	・9か月児育児相談(保健師、栄養士) ・乳幼児育児相談(保健師、栄養士) ・成人健康相談(保健師、栄養士、随時) ・心の相談(精神科医) ・くらしと心の総合相談会(弁護士、司法書士、精神保健福祉士等)	A

2. 医療・リハビリテーションの充実

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	専門医療機関と地域の医療機関の連携	疾病等の理由により、地域の医療機関で予防接種を実施することが困難な児に対して、埼玉県立小児医療センター等の医療機関に委託して実施しています。今後も乳幼児の定期予防接種を適正な時期に実施できるよう専門医療機関との連携に努めます。乳幼児健康診査等で専門的な診断が必要とされた場合に適切な対応が取れるよう専門医療機関等の連携の構築に努めます。	健康づくり課	健康づくり課	母子保健、成人保健の分野では、各種健(検)診において、必要に応じて精密検査の実施を専門医療機関に依頼。また、予防接種業務については、疾病等により、地域の医療機関で接種することが困難な場合に、専門医療機関に接種を依頼。	B
2	夜間・休日・緊急時の医療体制の充実	医師会による休日・夜間診療、小児救急医療を実施しています。今後も夜間・休日・緊急時の医療体制の充実を図ります。	健康づくり課	健康づくり課	・日曜祝祭日診療制度 ・埼玉県中央地区二次救急医療制度 ・小児初期救急医療制度(小児夜間診療) ・埼玉県中央地区小児二次救急医療制度	A
3	歯科医療の充実	障がい者(児)に対応する身近な歯科医院について、利用促進に向けての情報提供に努めます。あわせて、一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障がい者(児)に対しては、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介していきます。	健康づくり課 こども課 福祉課		必要に応じて、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介	B
				健康づくり課	個別の情報提供	B
				障がい福祉課	一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障がい者(児)に対しては、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介	B
4	自立支援医療	自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。更生医療では、生活上の便宜を増すために障がいの程度を軽くしたり、機能を回復したりすることができるような医療を、県が指定する医療機関で受けられます(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん臓移植術など)。精神通院医療では、精神疾患で通院による治療を行う場合に受けられます。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 733件	B
5	重度心身障害者医療費助成制度	1級、2級、3級の身体障害者手帳所持者、○A、A、Bの療育手帳所持者等が、病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金(高額療養費、食事療養標準負担額、附加給付を除く)を助成します。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 1,487件	B
6	リハビリテーション・療育体制の充実	総合福祉センターで実施している生活介護事業、こども療育センターで実施している児童デイサービスを通じ、リハビリテーション・療育体制の充実を図ります。	福祉課 こども課	児童発達支援センター	児童発達支援センターで、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を実施。	A
				社会福祉協議会	総合福祉センターの生活介護事業において、事業の一環として定期的に実施。	B

第3章 必要なときにいつでも受けられる福祉サービスをめざして

1. 相談体制・情報提供体制の整備

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	相談支援事業	障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように相談支援を充実します。障がいのある方が、主体的にサービスを選んで自立した地域生活を継続していくことができるよう相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と情報提供に取り組みます。また、精神保健福祉士の配置を検討します。 地域自立支援協議会は相談支援体制を構築するための中心的役割を担うとともに、相談支援事業をはじめとする地域福祉システムを協議する場としていきます。	福祉課	障がい福祉課	相談支援事業の実施 社会福祉法人「一粒」に事業委託 利用者 平成27年度 1,248件	B
				障がい福祉課	鴻巣市と共同で自立支援協議会設置 関係団体間で協議を実施中	B
2	コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	福祉課	障がい福祉課	手話通訳者派遣事業の実施(社会福祉協議会に事業委託) 要約筆記者派遣事業の実施() 手話通訳者養成講座の開催	B
3	サービス利用計画の作成	支給決定を受けた障がい者で、特に計画的な支援を必要とする方が、指定相談支援事業者から「特定相談支援」(サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整:サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど)等を受けた場合、サービス利用計画作成費を事業者に支給します。	福祉課	障がい福祉課	指定相談支援事業者 市内3事業者「ぼぼろ、すきっぷ、児童発達支援センター」+市外事業者 サービス利用計画書、モニタリング報告書の作成費を介護給付費として給付 平成27年度 510件	B
4	情報交換・交流の場の整備	総合福祉センターや教育センター内サロン等の場を、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場として整備します。また、市内の障がい関係施設(あすなろ学園、ふれあいの家)で行われている定期的な交流についても支援していきます。	福祉課	障がい福祉課	情報交換・交流の場の設置は不十分 あすなろ学園とふれあいの家の交流もあり行われていない	C
5	相談員の研修機会の充実	市の相談担当職員や身近な相談員である民生児童委員等が、各分野にわたる保健福祉サービスの知識を備えて相談に応じられるよう、研修機会の充実を図ります。	福祉課	障がい福祉課	市相談担当者の各種研修事業への参加	C
6	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、常に地域の実情を把握し、関係機関と連携して、地域住民の相談相手、支援を行い、地域の福祉活動を行っています。今後も引き続き、地域福祉推進の中心となって活動を進めてもらうよう、積極的な支援を行っていきます。	福祉課	福祉課	民生委員・児童委員は視察研修や地域情報交換会を開催し、常に地域の実情を把握することに努めている。また、関係機関と連携して障害者・児や要援護者の自立を援助し、社会福祉の増進に努めている。	A
7	身体障害者相談員・知的障害者相談員	民間の協力者が相談員となり、障がい者または家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。	福祉課	障がい福祉課	身体障害者相談員・知的障害者相談員を各2名ずつ配置しているが、近年相談事例がない	C
8	精神保健福祉相談	埼玉県立精神保健福祉センターや鴻巣保健所で精神保健福祉相談を実施し、精神障がい者や家族からの様々な相談に応じています。	精神保健福祉センター 保健所	精神保健福祉センター 保健所	保健所に確認中	
9	ICT*(情報通信技術)等を活用した情報提供の充実	画一的な情報提供ではなく、ICT(情報通信技術)等の活用など、様々な媒体を利用した情報提供を進め、すべての人が、自分にあった方法で容易に、必要な情報を入手できるように努めます。	福祉課	障がい福祉課	市ホームページで情報を発信中	B
10	ICT*(情報通信技術)等を活用した各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化	ICT(情報通信技術)等を活用するなど、各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化に努め、申請者の負担を軽減します。	福祉課	障がい福祉課	各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化 ホームページへの各種申請書の掲載	B

2. 生活支援サービスの充実

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、同行援護では、視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行や援護、その他必要な支援を行います。行動援護では、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	福祉課 こども課	障がい福祉課	実施中 居宅介護 595件 重度訪問介護 111件 行動援護 387件 同行援助 78件	B
2	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	福祉課	障がい福祉課	あすなろ学園 定員25人 利用者24人 ふれあいの家 定員50人 利用者45人 総合福祉センター 定員20人 利用者25人	B
3	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 93件	B
4	療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をします。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 85件	B
5	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	福祉課 こども課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 255件	B
6	施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 637件	B
7	補装具費の支給	身体障害者手帳を持っている人の、失われた部分や損なわれた機能を補う用具購入費と修理費を支給します。	福祉課 こども課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 購入 67件 修理 37件	B
8	日常生活用具給付等事業	重度の障がい者に対し、自立生活用具(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費))を給付します。	福祉課 こども課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 日常生活用具 28件 ストマ用装具 1,223件	B
9	地域活動支援センター	市内2か所の地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。	福祉課	障がい福祉課	実施中 ゆめの実、かばぐらに委託 相談件数 平成27年度 3,608件	B
10	訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅での入浴サービスを提供します。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 38件	B
11	更生訓練費給付事業	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に、更生訓練費を給付します。	福祉課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 53件	B
12	日中一時支援事業	見守り、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。	福祉課 こども課	障がい福祉課	実施中 事業を実施する事業者に対し、利用料の本人負担分以外を補助 平成27年度 57件	B
13	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。	こども課	障がい福祉課	実施中 平成27年度 181件	B
14	訪問理美容サービス	重度心身障がい者に対し、訪問理美容サービスを実施しています。	社会福祉協議会	社会福祉協議会	理美容券の補助額は3,600円で、1名につき年間4枚発行しました。平成27年度は、17名(68枚)に発行し、内10名(35枚)の利用があった。	B

15	移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を行います。	福祉課 こども課 社会福祉協議会	社会福祉協議会	平成27年度、派遣回数473回で、940時間のガイドヘルパーの派遣実績があった。	B
				障がい福祉課	実施中 事業を実施する事業者に対し、利用料の本人負担分以外を補助	B
16	福祉タクシー事業	重度心身障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級)に福祉タクシー利用券を発行し、生活圏の拡大を図ります。	社会福祉協議会	社会福祉協議会	タクシーの初乗り料金を助成しました。年間24枚のタクシー利用権を発行し、平成27年度、287件、延べ4,858枚の利用があった。 市で事業費の1/2を補助	B
17	福祉移送サービス	公共の交通機関の利用が困難な人に対して、社会福祉協議会の車両を用い、会員相互の助け合いによる福祉移送サービスを実施しています。	社会福祉協議会	社会福祉協議会	平成27年度、稼働回数56回、利用会員10名(実利用人数10名)、運転会員8名(実運転会員5名)。 主に医療機関への送迎で使用。	B
18	在宅重度心身障害者自動車燃料費助成事業	重度心身障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級)に自動車燃料費の一部を助成し、生活圏の拡大を図ります。	社会福祉協議会	社会福祉協議会	平成27年度、1件あたり5,000円を限度として、257件に、自動車燃料費を助成。 市で事業費を補助	B
19	共同生活介護・共同生活援助(ケアホーム・グループホーム)の家賃助成	グループホーム・ケアホームの利用者(市町村民税課税世帯を除く)に対して、月額1万円を上限に家賃を助成します。	福祉課	障がい福祉課	補助制度の対象となる障害者がいない	C

3. サービスの利用支援

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	苦情解決	福祉サービスの利用に関する苦情は、事業所が苦情相談窓口を設け、利用者と事業所との話し合いで解決することが原則です。利用者と事業所との話し合いで解決できなかったり、事業所に言えない苦情や不満などについては、埼玉県運営適正化委員会が相談を受け、助言、調査、あっせんなどを行い、解決に向けて支援します。	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会に確認中	
2	サービス事業者に対する第三者評価	サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきました。今後は、県と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会に確認中	

第4章 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして

1. 障がい児保育・就学前教育の充実

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	親子教室	3歳児健診後で、心身に発達遅れのおそれのある児童や、児童へのかかわり方に問題があると思われる保護者を対象とし、発達を促すかかわり方についての相談や助言、遊びの体験等を通して、児童の健全育成を図ります。	こども課	児童発達支援センター	月2回、中丸公民館で実施。	A
2	障害児地域療育等支援事業	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児の地域における生活を支えるため、地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。	こども課	こども課	市では実施していない。 埼玉県で実施。	D
3	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	こども発達支援室 こども療育センター	障がい福祉課	現在市内に4か所の児童ディサービス施設がある 総定員50人 利用登録者75人 待機者が若干いる状況 設置許可が県であるが、設置について市の意見が反映されていない	B
				児童発達支援センター	発達支援事業で個別及び集団で、一人一人個別支援計画書を作成し発達支援を行っている。年々利用者は増加傾向にあるが体制等考慮しながら療育を進めている。また、保育所等訪問支援事業、相談支援事業等も行い、支援の拡大に努めている。	A
4	相談指導体制の充実	保育所・幼稚園において、保護者の悩みや不安に対応する相談指導体制の充実を図ります。現在は、こども療育センター職員による保育所等の巡回相談を実施したり、学校の指導主事が保育所等に出向き、保護者を対象に就学に関わる説明を行うなどの取り組みを進めています。	こども発達支援室 学校教育課	児童発達支援センター	児童発達支援センター職員が必要に応じて保育所等の巡回相談を行っている。	A
				学校教育課	指導主事が児童発達支援センターに出向き、保護者を対象に就学に関わる説明を実施。また、指導主事や就学支援委員が保育所や保育園や幼稚園へ出向いて幼児観察を行い、保護者対象の就学相談を実施。	B

2. 学校教育の充実

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案します。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育を推進します。	学校教育課	学校教育課	個別の支援計画は、すでに特別支援学級に在籍している児童生徒と通級指導教室に通級している児童について作成されており、教育支援プランA・Bとも、自立活動への支援に活用している。	B
2	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級におけるきめ細かな指導のため、担任の指導補助を行い、児童生徒の生活面や学習面の支援など個に応じた支援を行う指導補助員を、中丸小、石戸小、南小、栄小、西小、東小、中丸東小、北本中、東中、西中、宮内中に派遣します。通級指導教室の担任の指導補助を行い、個に応じた支援を行う指導補助員を栄小と北小に派遣します。	学校教育課	学校教育課	支援員を27名配置し、きめ細かな支援を図れるよう支援体制の充実を図っている。支援員については、中丸小4名、石戸小1名、南小4名、栄小2名、西小2名、東小4名、中丸東小1名、北本中3名、東中2名、西中1名、宮内中2名、栄小と北小の通級指導教室に兼務で1名配置。	B
3	教育内容の充実	個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進します。	学校教育課	学校教育課	年間指導計画や個別の支援計画を作成。個別の指導目標、指導内容、配慮事項等を明らかにし個に応じた支援を実施。教科書においては、拡大教科書を活用するなど、個に応じたきめ細かな教育を推進。	B
4	教育施設の充実	個々の障がいに応じた教育施設、設備等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進します。	教育総務課 学校教育課	学校教育課	平成25年度までに小・中学校12校のうち10校において、児童生徒が利用できるエレベーターを設置。平成26年度までに市内小・中学校のすべての学校にスロープや手すりを設置。	B
5	就学支援の充実	障がいのある児童生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、適切な情報を提供できるように就学支援委員会の充実を図ります。	学校教育課	学校教育課	校内就学支援委員会では、児童の実態を十分把握し、個に応じた教育の確保に努めています。また、北本市就学支援委員会では、各学校からの情報を基に、児童生徒の観察や保護者との面談を行い、一人一人の就学に応じた就学に関する情報の提供に向け努めています。	B
6	交流教育等の充実	人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童生徒を育成するため、特別支援学校との支援交流や特別支援学級と親学級の交流を推進します。また、特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流を充実します。	学校教育課	学校教育課	特別支援学校との支援交流や特別支援学級と親学級の交流を通して、ノーマライゼーションの精神を育てています。また、交流教育を推進するため、研修により特別支援教育コーディネーターの充実を図っています。	B
7	放課後活動への支援	放課後、土曜日、長期休暇における活動について、学校・地域・家庭の連携のもとで内容の充実を図ります。また、障がい児の学童保育の充実を図ります。現在、市内8小学校区すべてに学童保育室を設置しています。また、栄小学校校舎内には障がい児学童保育室を設置しています。	こども課 生涯学習課	障がい福祉課	栄小学校の一角に障害児学童保育室を設置。 NPO法人すきっぷに指定管理委託 定員20名中19人が利用申請中	B
				こども課	市内8小学校区すべてに学童保育室を設置しており、利用を希望する障害児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを実施。	A

第5章 多様な就労機会の確保をめざして

1. 雇用対策・就労支援の推進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	事業主への啓発活動の推進	事業主が障がい者への理解を深め、積極的に障がい者を雇用するように、啓発活動を推進します。また、国や県の就労支援担当と連携を図りながら、事業所への支援策等、情報提供を積極的に進めていきます。	福祉課 産業観光課	産業振興課	事業主への啓発は不十分	C
				障がい福祉課	事業者への啓発は不十分	C
2	障がい者就労支援センター設置の検討	障がい者の就労機会の拡大を図るため、雇用の相談から就労、職場定着まできめ細かい支援を行う障がい者就労支援センターの設置を検討します。	福祉課	障がい福祉課	設置済み 障害者の就労について総括的にサポートを実施している 登録者105人 うち就労者34人	B
3	職業相談機能の充実	公共職業安定所や埼玉障害者職業センター等、関係機関との連携により、市における障がい者雇用に関する相談機能の充実を図ります。	福祉課 産業観光課	障がい福祉課	実施中 障がい者就労支援センターに専任相談員を配置し、相談にあたっている。 相談件数 平成27年度 234件	B
4	市職員の雇用の推進	障害者雇用率について法定雇用率よりも高い水準で、市が率先して障がいのある人を雇用するよう努めます。また、障がいのある人の能力が発揮できるよう、職域拡大の検討を進めます。	総務課	総務課	障害者雇用率については、国で定める法定雇用率(2.3%)を下回る時期もあったが、現在は水準を上回っている。障がいのある人の能力が発揮できるよう、可能な限り各部署に配置し、仕事しやすい環境を整える。	A
5	市及び関係機関での職場実習受け入れの検討	一般就労へ向けた職場実習の場を拡大するために、市及び関係機関における養護学校卒業生等の受け入れを検討します。	福祉課	障がい福祉課	市役所 職場訓練 平成27年度受入1件 あすなろ学園、ふれあいの家で、特別支援学校から実習生(体験入所)を受け入れ	C
6	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。	福祉課	障がい福祉課	平成27年度 281件 市内就労移行支援事業所「てんとうむし北本」を民間が設置	B

2. 福祉的就労の推進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	「あすなろ学園」の充実	現在、知的障害者授産施設「あすなろ学園」では、通所者の適性に応じた訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けて作業内容の充実を図り、できる限り一般雇用へ結びつけられるよう努めています。平成24年度以降は、障害者自立支援法に基づく「就労継続支援(B型)」及び「生活介護」を実施します。	あすなろ学園	障がい福祉課	就労継続支援B型20人 生活介護24人 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団に指定管理委託	B
2	生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の委託品目の拡大及び授産製品の販路拡大	生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の経済的自立及び、仕事の安定確保、作業内容の多様化、工賃のアップに向け、委託品目の拡大や授産製品の販路拡大などについても検討し、必要な支援に努めます。	生活介護 就労継続支援 事業所等	障がい福祉課	各事業所毎に工賃のアップに向けて事業を検討中 市役所内に常設の授産品販売所を設置 各種イベント(福祉まつり、北本朝市等)にも出店し、授産品等の販売を行っている。	B
3	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	福祉課	障がい福祉課	就労継続支援A型 市内になし 利用者年間15人 就労継続支援B型 あすなろ学園 利用者年間662人	B
4	地域活動支援センター等への支援	地域活動支援センター等に対する相談・指導等各種の支援を実施します。	福祉課	障がい福祉課	3-2-9と内容がダブる	

第6章 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして

1. 福祉のまちづくりの推進

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	福祉のまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人などが暮らしやすく、活動しやすい生活環境の整備を進めます。その際には、建築物等のハード面だけでなく、ソフト面(こころのバリアフリー)の充実を図っていきます。	福祉課 建築開発課	建築開発課	建築基準法第6条第1項第4号建築物に係る建築確認申請において、バリアフリー新法及び埼玉県バリアフリー条例を関係法令として審査、指導の実施。また、埼玉県福祉のまちづくり条例に関するアドバイス等を行っている。	A
				障がい福祉課	障害。障害者についての市民への啓発は十分とは言えない。	C
2	新庁舎のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	平成24年度工事着工、平成26年度の完成を予定している新庁舎においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を遵守することはもとより、来訪者とともに職員を含めた様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン」の推進を図ります。また、まわりのことを気にせず安心して相談できるように、各窓口でのプライバシー確保はもちろんのこと、相談ブース、相談室も設置して、安心して相談できる環境を作ります。	福祉課 政策推進課 総務課	契約管財課	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を遵守した庁舎が平成26年10月に完成した。庁舎各種案内においてユニバーサルフォント及びユニバーサルピクトを導入し、わかりやすく適切な情報提供に努めた。また、相談ブースを3箇所、相談室を10室設置し、安心して相談できる環境を確保した。	E
3	道路等交通環境の整備	障がいのある人が安心して利用できる歩行空間をつくるため、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を計画的に進めます。また、あわせて路上の障害物の除去について、市民意識の啓発を推進します。	道路課	道路課	・歩道整備は、用地取得(地権者協力)、事業費確保が課題であり十分な進捗が得られていない。 ・段差解消は、部分解消のほか、老朽化に伴う修繕に合わせて実施。 ・視覚障害者誘導用ブロックは、既設ブロックの維持管理を行っており、現在、設置計画が定かでない。 ・道路上の看板等の撤去を定期的に実施。	B
4	福祉マップの作成	市内のバリアフリーの状況等を図示する福祉マップを、障がいのある人の参加を得て作成します。	福祉課	障がい福祉課	未実施	C

2. 住環境の整備

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及	民間の住宅について、バリアフリー仕様に関する啓発に努めます。	建築開発課	都市計画課	住宅リフォームのパンフレットを配布している。その一部としてバリアフリー住宅リフォームについても含まれている。 パンフレットの内容 ・税金の優遇制度 ・融資の優遇制度 ・リフォーム工事検査制度 ・トラブル	C
2	重度障害者居宅改善整備への補助	重度の身体障がい者の障がいに適応するよう居宅を改善または整備する場合、補助を行います。	福祉課	障がい福祉課	近年利用者がいない	B
3	住宅改造に関する相談の充実	市の住宅相談において、住宅改造に関する相談への対応の充実を図ります。	産業観光課	産業振興課	受注機会の増加を目的とし、主に一人親方が加入する労働団体(小規模建設事業者団体)の協力のもと、毎月2回、定期的に住宅増改築(新築)リフォーム相談会を実施。	B
4	公共住宅の整備・改善	公共住宅の新設・建替えに際して、障がいのある人等に配慮したバリアフリー仕様住宅の整備を推進します。また、改修に際してもバリアフリー化に努めます。	建築開発課	建築開発課	市営住宅は、車椅子対応住戸以外の室について、退去修繕を機にバリアフリー改造(床の段差解消)を行っている。また、トイレ、浴室、玄関等に手すりの設置を行っている。	A
5	共同生活援助(グループホーム)	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。	福祉課	障がい福祉課	グループホーム 市内1カ所 定員9人 7人入所	C
6	共同生活介護(ケアホーム)	介護を必要とする知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。	福祉課	障がい福祉課	法改正によりグループホームと一体化	E
7	共同生活介護・共同生活援助(ケアホーム・グループホーム)の家賃助成	グループホーム・ケアホームの利用者(市町村民税課税世帯を除く)に対して、月額1万円を上限に家賃の助成を行います。	福祉課	障がい福祉課	利用実績なし	B

3. 防災・防犯体制の確立

番号	主要施策名	施策の内容(第二次計画書中間見直し版の記載文章)	計画書記載の担当課	現在の担当課	実施状況	進捗評価
1	防災に関する知識の普及・啓発	防災に関するパンフレット等の配布等により、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。	福祉課 くらし安全課	くらし安全課	防災訓練実施時に参加者に防災に関するパンフレットを配布するとともに、訓練を実際に体験することで、防災意識の高揚と知識の習得、技術の向上を図っている。	A
				障がい福祉課	未実施	C
2	地域ぐるみの協力体制の確立	障がいのある人等、災害弱者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するとともに、出前講座等を通じ、共助意識の向上を図っていくなど、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。その際には、地域の自治会に加入していないために情報が伝わりにくい等の状況が起こらないよう配慮します。	くらし安全課	くらし安全課	自主防災組織の設立に向けた相談や出前講座を実施し、組織率は54団体の57.5%に達した。また、避難行動要支援者名簿を作成し提供したことにより、地域での見守りや協力体制の確立に努めている。	B
3	避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保	障がい者等の避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、民間企業等との協力体制の整備に努めます。現在、市内には広域避難所が14箇所あり、非常食、資機材を整備しています。	くらし安全課	くらし安全課	広域避難所の防災倉庫や拠点防災倉庫内に非常食や資機材等の備蓄整備を進めている。また、災害時には、福祉団体や関係団体と福祉避難所として利用可能な防災協定を締結しており、人的協力、資機材、医薬品等の相互利用ができる協力体制を整備。	C
4	障がい者(児)施設における防災訓練の充実	障がい者(児)施設において、通所者・職員等への防災訓練の充実を図ります。特に、今後は、障がい者(児)施設と施設・福祉部局・防災担当と合同で防災訓練を実施するなど、通報訓練(安否の確認)等を通じて現場確認を行い、早期に障がい者(児)が避難できるための訓練の実施に向けて検討をしていきます。	福祉課 こども課 くらし安全課	くらし安全課	障害者(児)施設は、独自に防災訓練を実施しているが、施設・福祉部局・防災担当の連携した防災訓練は実施していない。	C
				児童発達支援センター	児童発達支援センターでは、月1回(年1回は消防職員立ち会い)防災訓練を実施している	A
				障がい福祉課	あすなろ学園、ふれあいの家、障害児学童保育室で定期的に実施	B
5	福祉避難所の開設	大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者のための福祉避難所の設置に向けて市内の福祉施設との協定締結に努めます。	福祉課 くらし安全課	くらし安全課	福祉施設との協定を含め、現在5箇所の福祉避難所を有しているが、更なる協定締結に努めている。	B
6	災害時の病院への受入体制の整備	医療的ケアを継続的に必要とする障がい者等の、病院や福祉施設へ災害時受入体制については、県等との協議を行いながら整備に努めます。	福祉課	福祉課 障がい福祉課	福祉避難所の設置 医師会への要請	B
7	緊急時通報システム設置費等の補助	身体障害者手帳1級または2級の方で外出が困難な方などの世帯に対して、緊急時通報システム設置費等を補助します。緊急時通報装置を利用して受信センターに通報することにより、速やかな救急活動及び相談を行います。	福祉課	利用者の拡大には周知を図る必要がある	実施中 利用者 4人	B
8	聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実	聴覚障害者の緊急事態への対応のために、緊急通報ファックスの利用を促進します。その他、防犯情報などを携帯電話等のメール配信するサービスや消防本部のホームページ・携帯サイトでの掲載を実施していますが、今後新たな方策についても検討を進めていきます。	福祉課 くらし安全課	障がい福祉課	実施中 視覚障害者にファックスの基本料金分を補助 対象者15人	B
				くらし安全課	北本防災なびを活用し、防災・防犯等の情報発信に努めている。 また、避難行動要支援者名簿を作成し、避難者支援に協力している。	B

9	メール110番、ファックス110番	聴覚に障がいのある人、または言葉が話せない人が、事件や事故にあったとき、パソコンや携帯電話のインターネット機能を利用した文字対話方式での通報や、ファックスを利用した緊急通報を受理します。	埼玉県警察本部地域部通信指令課	埼玉県警察本部地域部通信指令課	警察本部に確認中	
10	消費生活相談の充実	消費生活に関するトラブルについては、消費生活センターの消費生活相談員が解決のためにアドバイスを行う消費生活相談を実施していますが、今後は、障がいのある人もより相談しやすくなるよう内容の充実に努めます。また、消費生活セミナーを各公民館等で実施し、消費者情報をよりわかりやすく提供していきます。	市民課	市民課	引き続き開庁日においては月曜日から金曜日に、消費生活相談を実施しています。電話相談は、消費者ホットライン188の活用や直通電話を開通して、利用しやすくした。また、消費生活講座を各公民館等で実施し、消費者被害防止に努めました。広報やホームページを利用して消費者情報を提供。	B